

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月24日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	タービンリフトポンプNO. 2の吐出圧力計において、圧力計内部の指示板下部に油溜まり(1cm程度)が認められたため、当該圧力計を点検・修理	
2	2号機	主復水器の真空破壊弁において、シートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	
3	3号機	燃料取出前の燃料交換機事前点検時、燃料交換機用計算機の液晶モニター画面に表示不良が認められたため、当該モニターを点検・修理	
4	5号機	廃棄物移送系濃縮廃液類排出タンクから廃液コンテナへの移送時、制御盤の移送ホース「装着」状態表示ランプに不点灯が認められたため、当該ランプ表示用計装ケーブルを点検・修理	
5	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(C)において、海水側ベント・ドレン弁(計8箇所)のいずれかよりシートリーク(連続滴下程度)が認められたため、当該弁を調査及び点検・修理	
6	5号機	所内ボイラ水質調節用脱酸剤注入ポンプ運転中、グランドリーク(1滴/秒程度)が認められたため、グランド部を点検・調整	
7	6号機	移動式炉内計装(C系)爆破弁回路のケーブル試験時、弁動作指示用ケーブルの絶縁低下が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	
8	6号機	圧力抑制室のレベル検出器(LT-26-79. 5A)点検時、出力値の調整不能が認められたため、当該検出器を交換	
9	6号機	圧力抑制室温度検出器点検後の指示値確認時、計算機側の温度指示不良が認められたため、ケーブル接続箇所等を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	制御棒駆動水圧ユニット(54-31)への窒素ガス充填時、漏えい検出器(LD S-C12-129)の取付部より窒素ガスのリークが認められたため、当該部を点検・修理	
11	6号機	残留熱除去(B系)熱交換器の渦流探傷検査において、伝熱管直管部水室入口側(1箇所)の残肉率に判定基準値外れが認められたため、対応検討	
12	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン(S6-4A)において、加熱コイルに亀裂(3箇所)が確認されたため、当該部を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで